

事務連絡
平成31年1月7日

各地方公共団体

水管理・国土保全局所管補助事業等担当者 殿

国土交通省水管理・国土保全局
総務課課長補佐

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準の取扱いについて
(周知)

水管理・国土保全局所管補助事業等における財産処分の承認については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）のほか、水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準（平成24年3月15日付け国水総第484号）により取り扱うこととしていますが、その取扱いについて下記のとおり補足しますので周知いたします。

（なお、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しては、貴職より周知方お願いします。）

記

1. 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請が可能である。
2. 上記1. のほか、個別の事案について財産処分承認申請を行おうとする場合は、必要に応じて管轄する地方整備局等に相談されたい。

※ 本件は、内閣府地方分権改革推進室による「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日付け閣議決定）」に基づき周知するものです。

【参考：閣議決定本文（内閣府地方分権改革推進室 HP）】

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb30_honbun.pdf

（本件該当ページは P.58）

事務連絡
平成31年1月7日

各地方整備局等

水管理・国土保全局所管補助事業等担当者 殿

水管理・国土保全局
総務課課長補佐

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準の取扱いについて
(周知)

水管理・国土保全局所管補助事業等における財産処分の承認については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）のほか、水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準（平成24年3月15日付け国水総第484号）により取り扱うこととしていますが、その取扱いについて下記のとおり補足しますので周知いたします。

記

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請が可能である。

※ 本件は、内閣府地方分権改革推進室による「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日付け閣議決定）」に基づき周知するものです。

【参考：閣議決定本文（内閣府地方分権改革推進室 HP）】

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb30_honbun.pdf

（本件該当ページは P.58）